

第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 区域設定の考え方

本計画における重点区域は、当市が歴史的風致を活かして行ってきたこれまでの取り組みを踏まえ、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進し、さらに、発展又は強化させる必要がある区域であり、国指定文化財及びその他文化財などの歴史的建造物が集積し、かつ、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在も展開され、それらが一体となって、弘前の風情・情緒が醸し出されている良好な市街地環境を形成しているエリアを基本とします。

弘前は、戦災や大きな災害に遭うことがなかったため、現在の市街地は藩政時代の町割りともほぼ重なっており、城下町としての雰囲気が高く残されています。このように、津軽弘前藩の城下町を礎に津軽地域の政治・経済・文化の中心として発展してきた当市の歴史的風致は、弘前城を中心とした城下町において重層的に築かれてきた武家住宅や洋風建築など、それぞれの時代を物語る建造物、現代に受け継がれている「弘前ねぷたまつり」、「お山参詣」などの祭礼、及び「津軽塗」などの伝統工芸が創り出す光景に代表されます。これら歴史的風致が調和した城下町としての雰囲気を残していくため、これまで文化財保護法や都市計画法などに基づき各種措置を講じてきましたが、歴史的建造物の減少、祭礼や伝統工芸などの後継者不足等により、徐々に弘前固有の歴史的風致が失われつつあるのが現状です。

これらのことから、地域における文化財や伝統的な人々の営みの場となり、また、それを色濃く残している「弘前城下町地区」と「岩木お山参詣地区」を重点区域に設定し、歴史的風致の維持及び向上を図っていくものとします。

図：弘前市域と重点区域



(2) 重点区域の範囲、名称及び面積等

① 弘前城下町地区(面積:約395ha)

国指定史跡弘前城跡と国選定重要伝統的建造物群保存地区「仲町伝統的建造物群保存地区」を中心に、城下町の範囲を基本とした「弘前城下町地区」の区域を重点区域とします。この区域には、重要無形民俗文化財「弘前のねぷた」の運行ルートや弘前城跡を会場として催される「弘前さくらまつり」、夏を中心に市中の神社で開催される「宵宮」、神社や市街地を舞台として演じられる「松森町津軽獅子舞」、このほかにも伝統工芸の作業場など、人々の営みの拠点が含まれているほか、弘前の歴史的風致に関連の深い歴史的建造物が集中的に存在しています。

具体的には、区域設定の考え方で示した弘前公園を中心として藩政時代までに形成された城下町の範囲を基本とします。なお、藩政時代の城下町の範囲を示す絵図は複数残されていますが、現在、最も歴史的風致の名残をとどめている範囲に対応している1698年(元禄11)の「弘前惣御絵図」における城下町の範囲を重

図：重点区域「弘前城下町地区」と弘前惣御絵図(元禄11年(1698))の町割り



点区域の範囲設定の根拠としました。元禄期は、1649年（慶安2）の寺町（現在の元寺町）の火災によって、新たに新寺町が町割りされたことにより寺院街が形成され、また、全国のほかの多くの城下町同様、弘前藩でも藩主権力の確立による家臣団の郭外移転が本格化した1696年（元禄9）の後であり、藩政時代の城下町の基礎が完成した時期です。この元禄期の城下町の範囲に、藩政時代以降の各時代の建造物が和風・洋風を問わず重層的に蓄積しており、この区域を舞台として、ねぷたまつりなどの人々の諸活動が現在も展開されています。

市では、城下町独特の町割りからくる複雑な道路形態の維持や、歴史的な建造物の保存・修理、人々の活動を引き継ぐ後継者の育成などはこれまでも取り組んできましたが、重点区域「弘前城下町地区」において重点的に取り組むことにより、全市的な効果が期待されます。

この区域のほぼ中央、城下町中心部には、弘前の歴史的風致の要となる弘前城跡（国指定史跡）があります。弘前城跡には、弘前城天守、二の丸東門、二の丸未申櫓、二の丸辰巳櫓、二の丸南門、二の丸丑寅櫓、三の丸追手門、三の丸東門、北の郭北門（いずれも国指定重要文化財建造物）があり、春には弘前さくらまつり、秋には弘前城菊と紅葉まつり、冬には弘前城雪燈籠まつりが催され、弘前城天守や櫓などの文化財とともに、市民や観光客など多くの人に親しまれている弘前を代表する歴史的資産です。

弘前城跡に隣接する若党町など約10.6ヘクタールにわたる仲町伝統的建造物群保存地区（国選定重要伝統的建造物群保存地区）には、旧岩田家住宅（県指定県重宝建造物）

などの藩政時代の武家屋敷が公開されています。また、亀甲町の「こみせ（雁木のこ）」が残されている石場家住宅（国指定重要文化財建造物）では、現在も酒店が営まれています。

城下町の南西部、禅林街周辺には、大規模な土塁と堀、枡形が構築されましたが、これは、城下南西を防衛するために築



弘前城天守（重要文化財）



石場家住宅（重要文化財）



長勝寺三門（重要文化財）

かれた総構の一部で、「長勝寺構」（国指定史跡）と呼ばれています。2代藩主信枚が慶長15年(1610)に弘前城の築城を開始するとともに、城下防衛や領民掌握のため寺社を移転させ、ここに集めました。禅林街には、津軽家の曹洞宗の菩提寺長勝寺を中心に曹洞宗寺院が立ち並び、長勝寺には、三門、本堂、御影堂、庫裏、津軽家霊屋5棟（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。現在でも、禅林街は、お盆、お彼岸などの時期には多くの人々で賑わっており、地域住民の信仰と切り離すことができない場所となっています。

城下町の西部、新町には弘前城築城の際に現在地に移されたという浄土宗の誓願寺があります。重要文化財に指定されている山門は、懸魚³⁵に鶴と亀を用いる極めて珍しい形式で作られていることから、通称、鶴亀門と呼ばれて親しまれています。



請願寺山門（重要文化財）

城下町の南部、新寺町には、南溜池(現在の弘前大学医学部グラウンド付近)や土塁が築かれ、城下南方の防衛線として位置づけられていました。慶安2年(1649)に元々の寺町が火災で焼失し、新たに溜池の南側の高台に曹洞宗以外の宗派の寺院街が町割りされ、「新寺構」（国指定史跡）と呼ばれています。ここにある最勝院五重塔（国指定重要文化財建造物）は、近代以前のものとしては日本最北の五重塔です。この新寺町寺院街は、禅林街と並び、地域住民の信仰の中心的役割を担っています。



最勝院五重塔（重要文化財）

城下町の北東部、弘前八幡宮には、本殿、唐門（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。八幡宮は、2代藩主信枚が弘前城築城後に「鬼門のおさえ」として現在地に移転させたものであり、藩の総鎮守として人々に崇拝されている神社です。



弘前八幡宮（重要文化財）

また、同じ北東部には2代藩主信枚が再建した熊野奥照神社があり、当時の本殿（国指定重要文化財建造物）が現存しています。

城下町の東部には東照宮本殿（国指定重要文化財建造物）があり、寛永元年(1624)に現

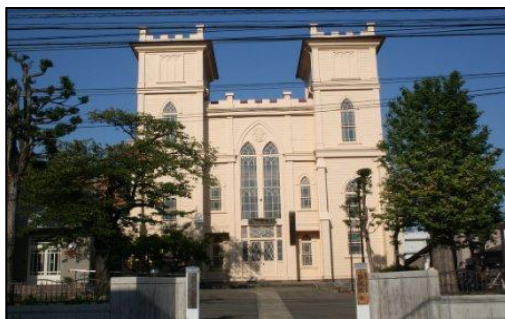
³⁵ 破風の拝みの下、またその左右に付ける装飾

在地に城内から移転したもので、日本で最も北にある東照宮です。

そのほか、城下町の各所には、旧第五十九銀行本店本館（国指定重要文化財建造物）や日本基督教団弘前教会教会堂（県指定文化財建造物）などの明治時代の洋風建築や、木村産業研究所（前川國男設計建物、登録有形文化財）などの大正時代以降の近代建築が点在しているなど、各時代の歴史的建造物が集積しています。



旧第五十九銀行本店本館（重要文化財）

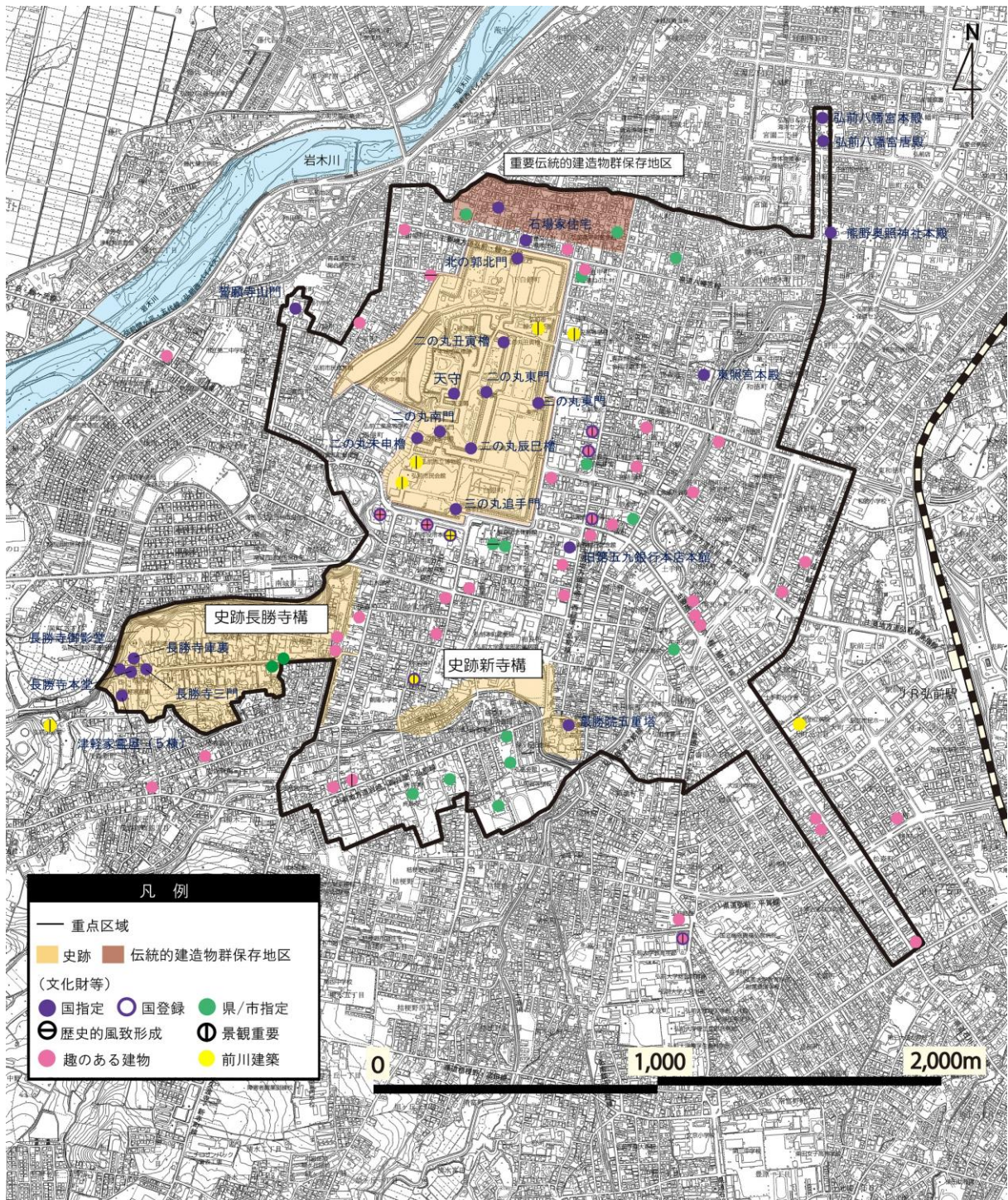


日本基督教団弘前教会教会堂（県指定文化財）

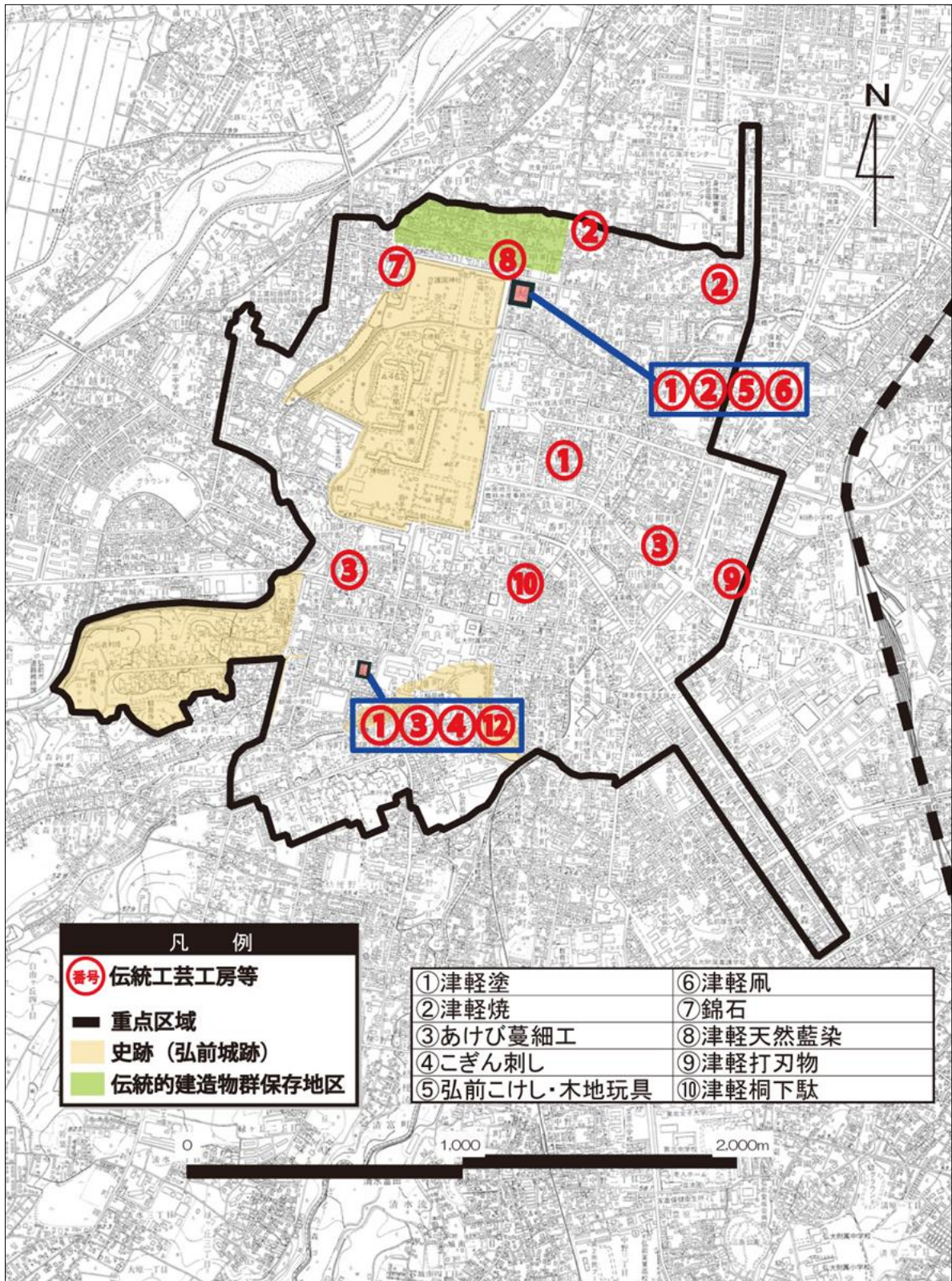


木村産業研究所（登録有形文化財）

図：重点区域「弘前城下町地区」における文化財の分布状況



図：重点区域「弘前城下町地区」における伝統工芸作業所等の分布



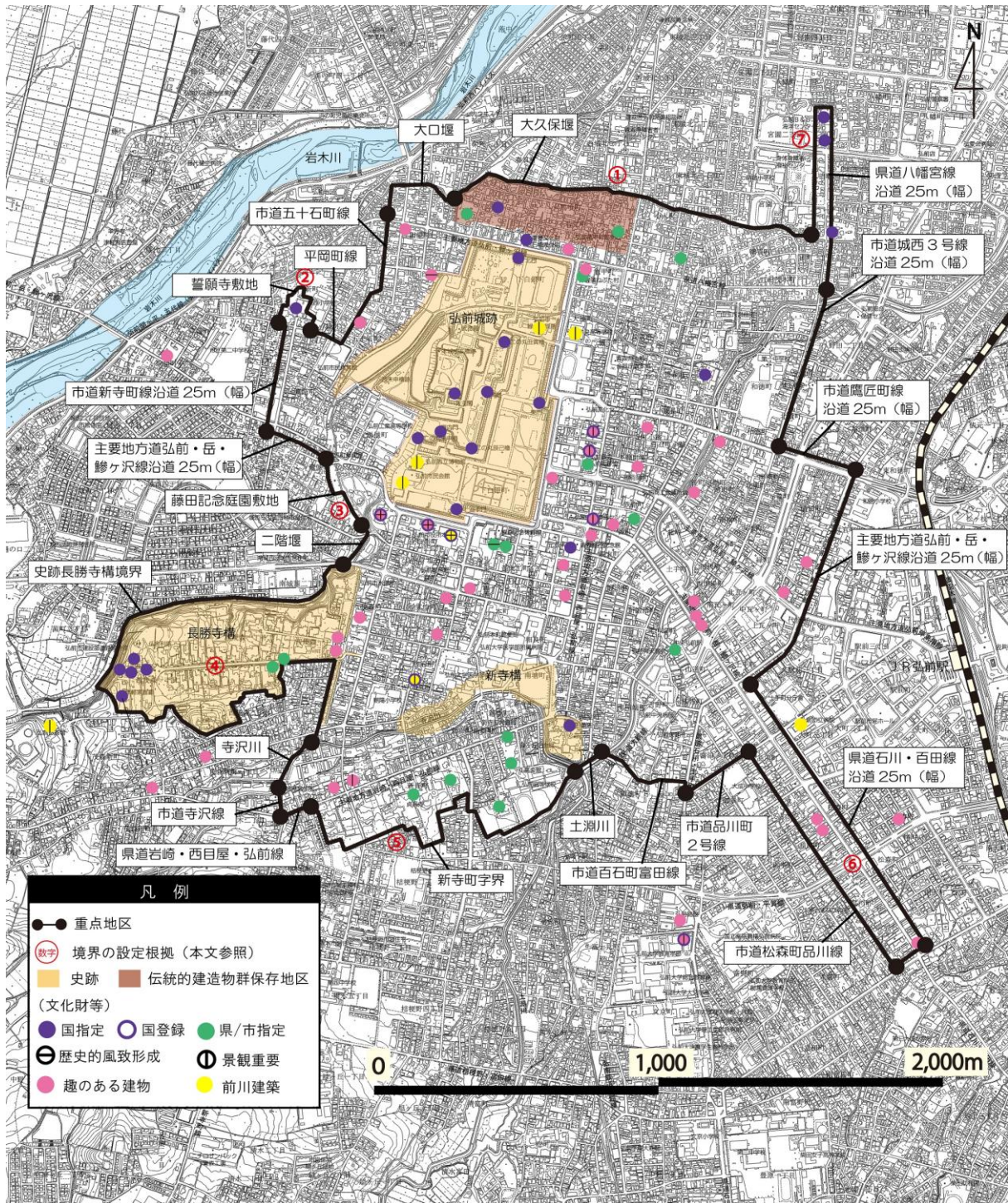
【重点区域の境界について】

重点区域の範囲の境界は、元禄11年（1698）の「弘前惣御絵図」における市街地の範囲とほぼ一致し、境界は、景観計画に取り組む上で、まちの連続性や一体性を軸に、道路・河川・堰・字界など、市民にわかりやすいように設定します。

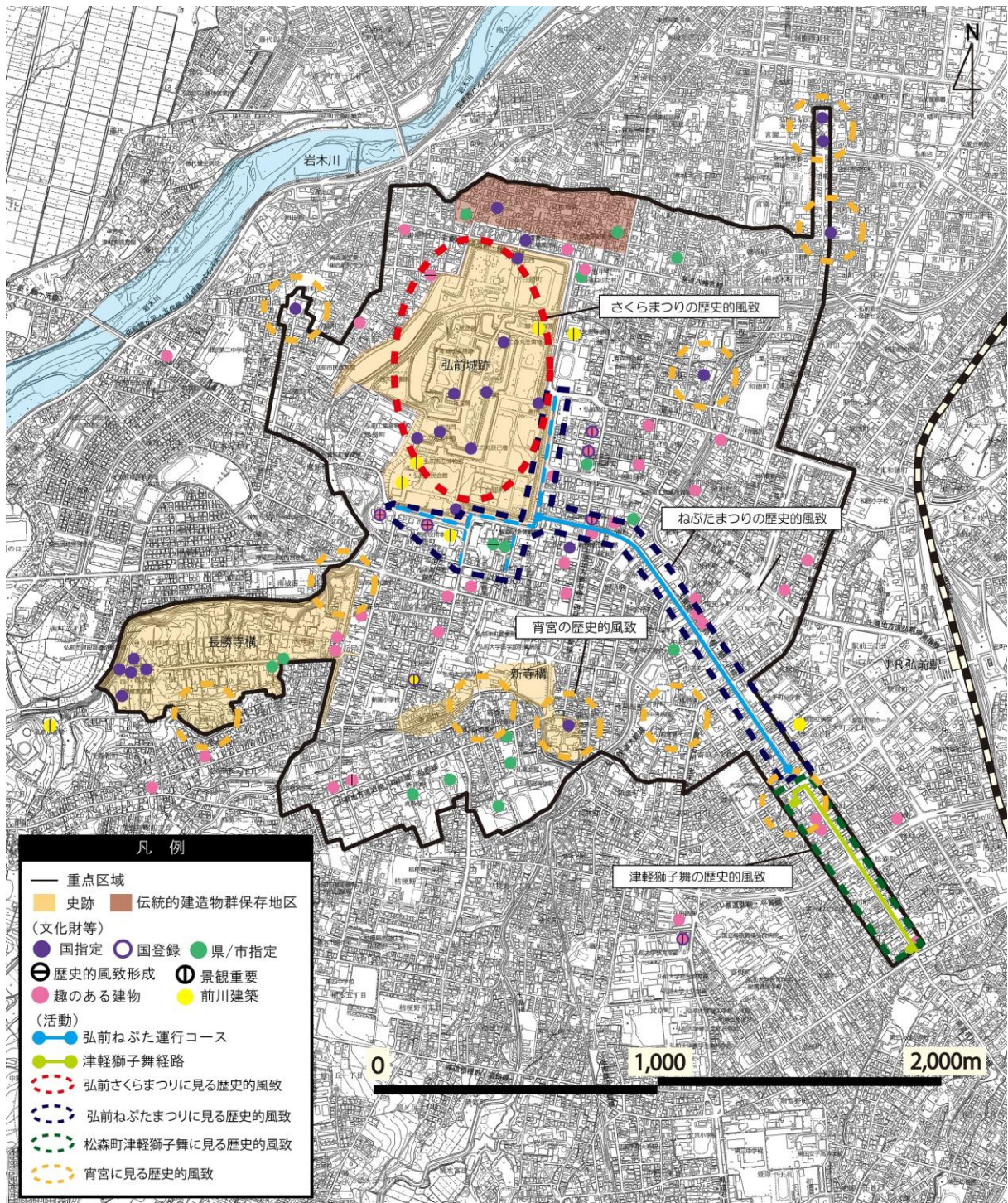
具体的には、以下の景観の連続性が認められる、堰、河川、市道、県道に囲まれた範囲とします。

- ① 大久保堰を境界とした仲町伝統的建造物群保存地区（国指定重要伝統的建造物群保存地区）の範囲
- ② 城の西の守りとして現在地に建立された誓願寺（山門は重要文化財）の敷地
- ③ 江戸風の庭園と洋館・和館（いずれも登録有形文化財）がある藤田記念庭園の敷地
- ④ 史跡津軽氏城跡弘前城跡長勝寺構の範囲
- ⑤ 寺院街を形成する新寺町の字界
- ⑥ 松森町津軽獅子舞（市指定無形民俗文化財）が活動する松森町
- ⑦ 城の鬼門（北東の方向）を守るため創建された弘前八幡宮（本殿、唐門は重要文化財）の敷地

図：重点区域「弘前城下町地区」と境界



図：重点区域「弘前城下町地区」における歴史的風致まとめ



【重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果(弘前城下町地区)】

藩政時代の町割りが、ほぼそのまま残されている重点区域「弘前城下町地区」では、当時の町割りを活用してその時代に要求された建物が建てられてきました。その結果、この区域には、人々に親しまれてきたそれぞれの時代を物語る建物が重層的に存在しており、これら建造物と一体となった祭礼や伝統工芸が継承されています。この区域の中を歩いていると、藩政時代の城下町の趣、明治・大正期のレトロな風景、昭和初期のモダンな雰囲気などが醸し出されており、これら時代を超えた建物が存在感を示しつつ、融合している景観を楽しむことができます。

また、「弘前城下町地区」は、築城以来、津軽地方の経済文化活動の中心であり、現在も、当市の総合計画、都市マスタープラン、景観計画、中心市街地活性化基本計画などまちづくり関連計画では重要な役割を担っており、時代を超えても弘前の風情、経済、文化、観光の発信地となっています。

このことから、今後とも、弘前城下町地区においては、歴史的な建造物の保全・活用や建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進めることにより、歴史的風致の維持向上が図られ、当市及び周辺地域での伝統文化の振興に繋がることが期待されます。

また、これら区域の歴史的風致が向上することは、観光面でも魅力的な資源を提供することになり、当市を訪れる観光客の増加が期待できます。

さらに、平成23年、当市では、弘前城の築城400年を迎えることから「弘前城築城400年祭」を計画しており、実施に向けて



藩政時代の城下町の趣を醸し出す
仲町伝統的建造物群保存地区



明治期の和風建築；石場旅館（手前、登録有形文化財、明治12年建築）と洋風建築；日本基督教団弘前教会礼拝堂（奥、県指定文化財、明治40年建築）



軍都時代の名残を留める旧第八師団長官舎（大正6年建築、登録有形文化財）

実行委員会を設立し、事業内容の検討を進めています。この400年という節目の時期に本計画を策定し、歴史的風致の維持及び向上を図ることは、市民・来街者に弘前の歴史的・文化的資産への理解を深めるとともに、後世に伝える歴史的風致を活かしたまちづくりの推進に寄与するものです。



昭和初期の鉄筋コンクリートの建物である旧弘前無限社屋（三上ビル）（登録有形文化財、昭和2年建築）

② 岩木お山参詣地区(面積：約34ha)

重要文化財「岩木山神社」を中心とした区域を重点区域とします。岩木山神社は、重要無形民俗文化財「岩木山の登拝行事」（通称「お山参詣」）が行われる際の重要な起点となっているほか、各集落からの人々が、岩木山神社に向けて、県指定天然記念物である百沢街道の松並木を笛、太鼓、手平鉦（てひらがね）³⁶の囃子に合わせて、「サイギ、サイギ・・・」の唱え詞を歌いながら徒歩で通り抜けるなど、建造物と松並木、人々の営みが相まって独特の風致を醸し出している区域です。

区域の西方には、各集落から集まる人々が岩木山へ登拝する際の起点である岩木山神社があります。岩木山神社には、楼門、拝殿、本殿、奥門、瑞垣、中門（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。

区域のほぼ中央にある高照神社は、岩木山神社とは藩政時代からの参拝道（現在は市道高岡・百沢線）により直接結ばれています。ここは、4代藩主信政が神式で埋葬された場所であり、5代藩主信寿が吉川神道の思想に基づいて配置した貴重な遺構で、随神門、拝殿・幣殿、東軒廊、中門、西軒廊、本殿、廟所門、廟所拝殿、津軽信政公墓（いずれも国指定重要文化財建造物）があります。

区域の東部の北端には高岡街道の松並木、南端には百沢街道の松並木（いずれも県指定天然記念物）があり、百沢街道は岩木山神社への参詣道として、また、高岡街道は高照神社への参拝道として発展した街道です。松並木の植栽は、藩政時代には方々で行われましたが、百沢及び高岡街道の植栽は、樹齢から推定すれば約300年以上前と考えられています。現存する松は百沢街道に63本、高岡街道に20本あり、種類はアカマツとアイグロマツです。



岩木山神社楼門（重要文化財）



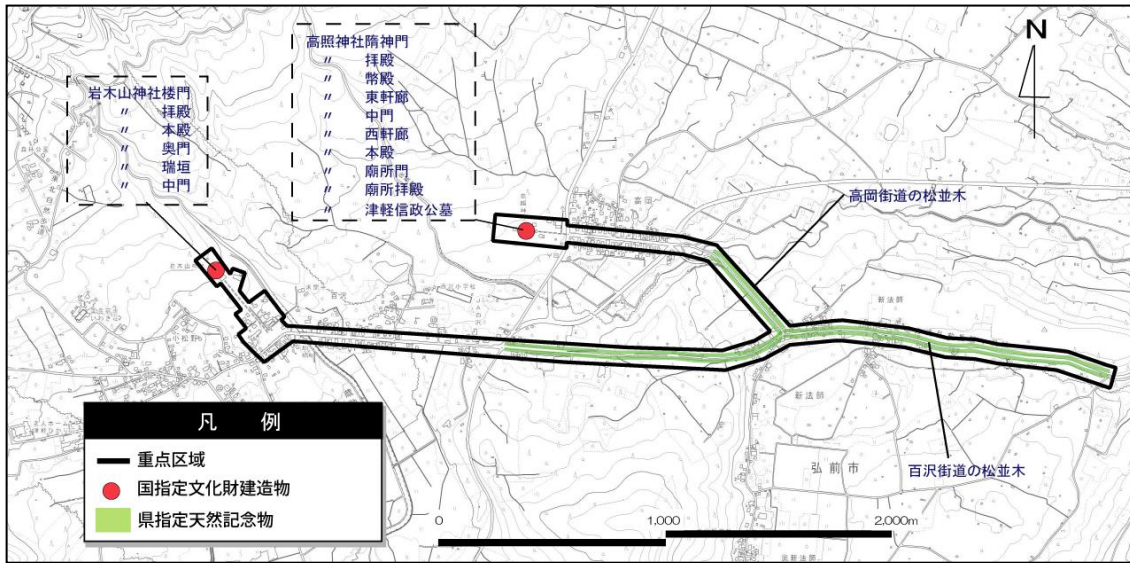
高照神社拝殿（重要文化財）



百沢街道の松並木（県天然記念物）

³⁶ 東北地方の祭礼などでよく用いられる、両手で持ちすり合わせて音を出す楽器。

図：重点区域「岩木お山参詣地区」における文化財等の分布

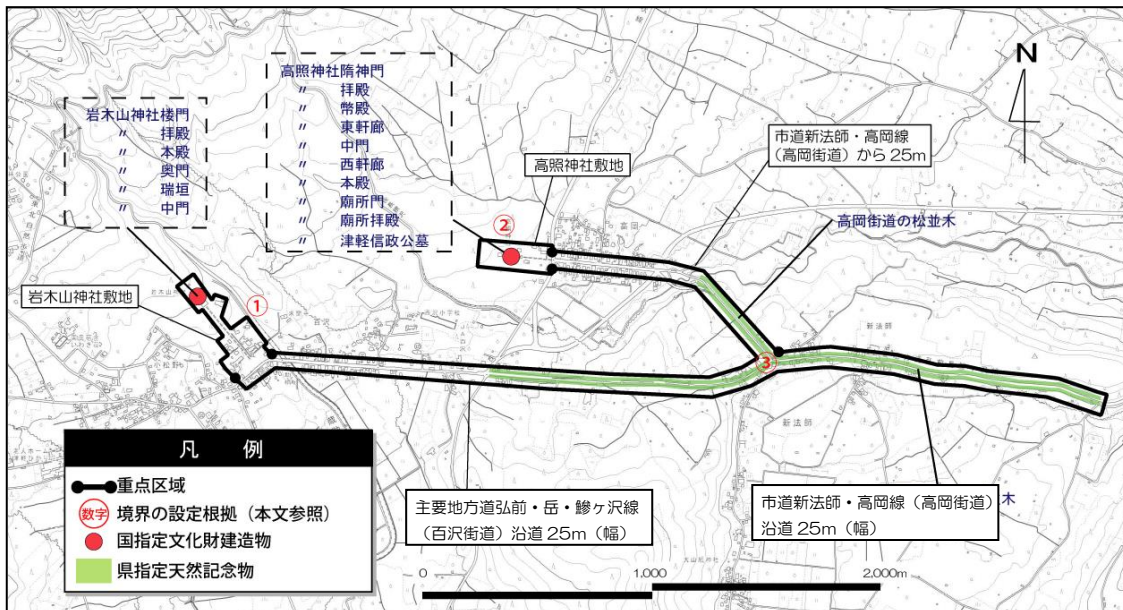


【重点区域の境界について】

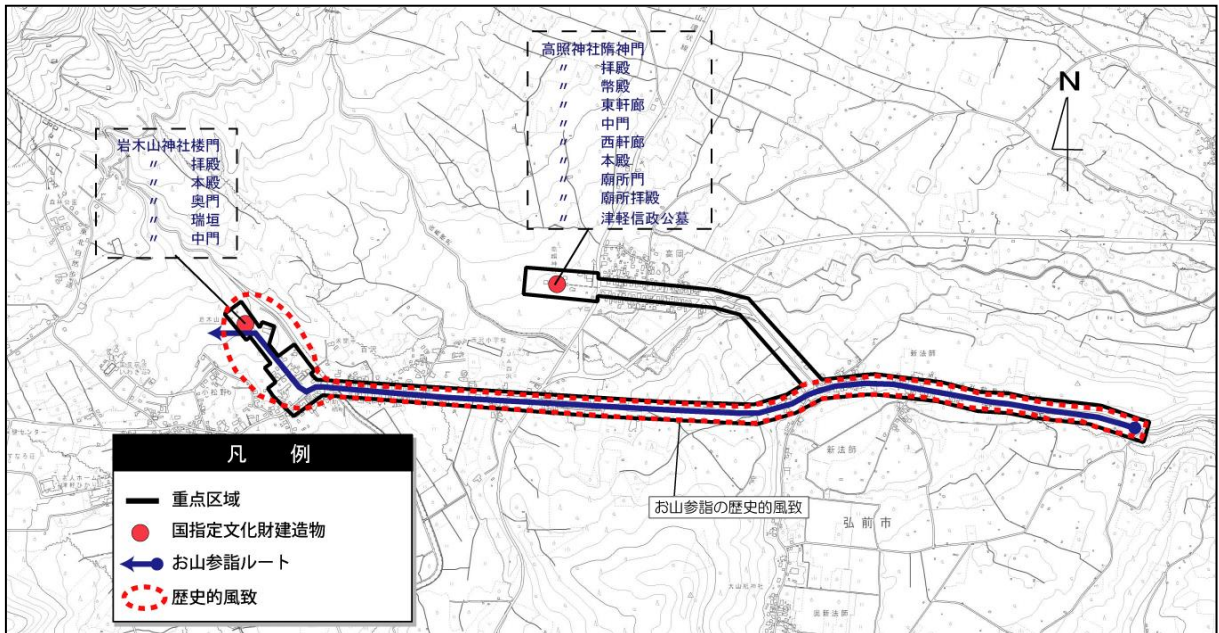
重点区域の境界は、景観計画に取り組む上で、地域の一体性や道路・神社敷地など、市民にわかりやすいように設定します。具体的には、以下の景観の連続性が認められる市道、県道に囲まれた範囲とします。

- ① 歴代藩主から崇敬された岩木山神社(本殿などが重要文化財)の敷地
- ② 4代藩主信政が神式で埋葬されている高照神社(本殿などが重要文化財)の敷地
- ③ 松並木(県天然記念物)がある高岡街道・百沢街道の沿道25m (幅)

図：重点区域「岩木お山参詣地区」と境界



図：重点区域「岩木お山参詣地区」と歴史的風致のまとめ



お山参詣の行列と松並木、岩木山※7

【重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果(岩木お山参詣地区)】

重点区域「岩木お山参詣地区」は、霊峰岩木山と結びついた津軽地方一円に渡る民間信仰行事であるお山参詣と、岩木山神社を始めとする周辺の建造物及び参詣ルートとなる松並木が一体となって織り成す歴史的風致が残されている区域です。

お山参詣は、岩木地区（旧岩木町）の人々のみならず、弘前を始め津軽各地の人々により、時代を超えて広く受け継がれてきた伝統行事であり、岩木山は信仰の対象であり続けています。また、平成18年度に実施したアンケート（平成18年度弘前市世論調査「新しい総合計画の策定にあたって」）では、3割を超える市民が弘前のイメージとして岩木山を挙げているように、景観の構成上、欠かすことができない要素でもあります。

このことから、今後とも岩木お山参詣地区において、岩木山神社や高照神社など歴史的な建造物の保全・活用や、建造物周辺の景観的整備等を重点的・一体的に進め、これら区域の歴史的風致が向上することにより、重点地区の範囲のみならず、津軽周辺地域での伝統文化の振興など波及効果が期待できます。



拝殿に向かう参拝者※7



岩木山神社前枅形で囃子を演奏する参拝者※7



岩木山神社前枅形の出店、参拝者、見物客※7

（3）良好な景観の形成に関する施策との連携

① 都市計画法

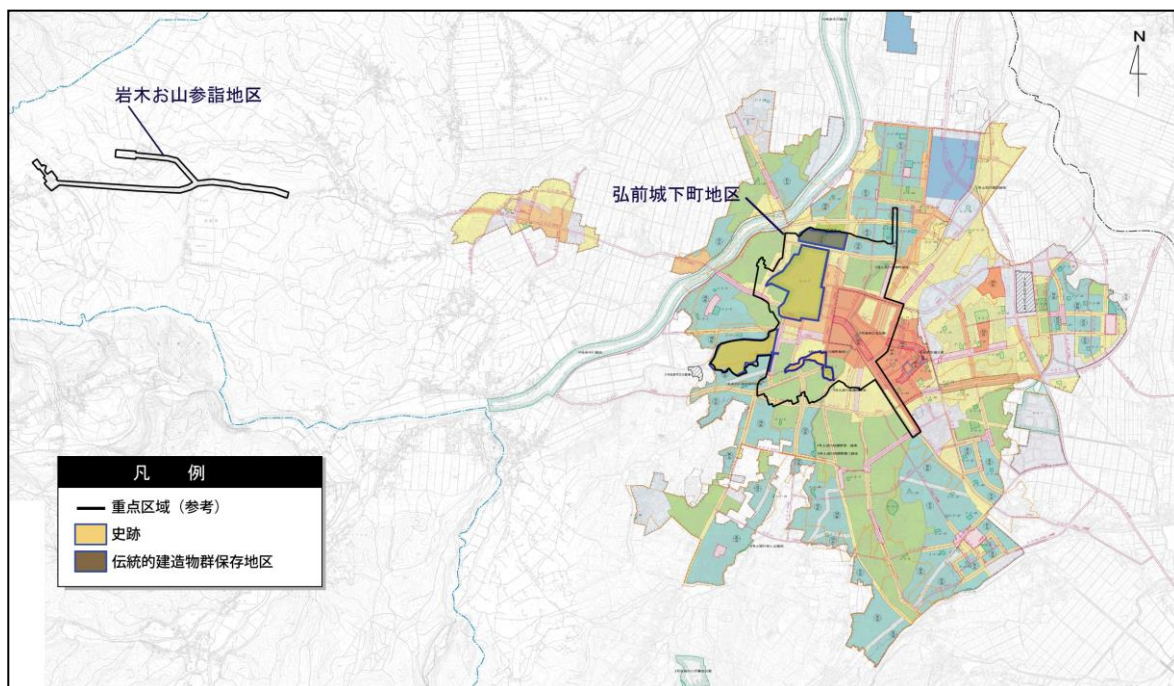
i) 区域区分及び用途地域

当市は、市域約 52,300ha のうち、約 34% に当たる 17,897ha が都市計画区域となっています。都市計画区域のうち、弘前城を中心とした旧弘前市の市街化区域が 2,696ha、岩木地区の市街化区域が 117ha、合わせて 2,813ha を市街化区域に指定しています。

「弘前城下町地区」は、全域が市街化区域に位置しています。主な用途地域としては、古くからの商業集積地である土手町地区を中心とした商業地域、史跡津軽氏城跡弘前城を始めとした史跡津軽氏城跡の区域のほぼ全域を第1種中高層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区及びその東側の住宅地を第1種低層住居専用地域に指定しています。また、第1種低層住居専用地域は 10m の絶対高さ制限を指定しており、低層の建物による良好なまち並みの形成を図っています。今後、歴史的景観の保全のために、建築物の高さ規制が必要と認められる場合には、高度地区の指定も検討します。

「岩木お山参詣地区」は全域が市街化調整区域に位置しており、周辺の営農環境を保全するとともに、歴史的風致を損なう要因となる開発行為を抑制しています。

図：都市計画図



ii) 伝統的建造物群保存地区

弘前公園の北側に位置する若党町、小人町、馬喰町の一部にあたる「仲町地区」は、藩政時代を通じて武家町として配置され、城下町弘前の特徴である屋敷構、家屋、生垣、薬医門等を伝承していることから、昭和53年(1978)2月に都市計画法に基づく伝統的建造物群保存地区を定め、同年5月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けています。

本地区では、文化財保護法と同法に基づいた弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例により、価値のある環境を良好な状態で保存していくための保存計画を定めるとともに、保存地区内において、建築物の新築、増改築、除却等や土地の造成、区画形質の変更などの現状変更行為に対し規制を行なっています。

なお、本計画の重点区域「弘前城下町地区」は、仲町重要伝統的建造物群保存地区の全域を含んでいます。

仲町重要伝統的建造物群保存地区(約10.6ha)



iii) 地区計画

弘前の中心市街地である下土手地区及び駅前上土手町では、良好な都市景観の創出や魅力的な商業業務地の形成を図るため、平成3年(1991)に都市計画法に基づく地区計画を定め、建築物等の壁面の位置の制限や意匠等を統一しました。

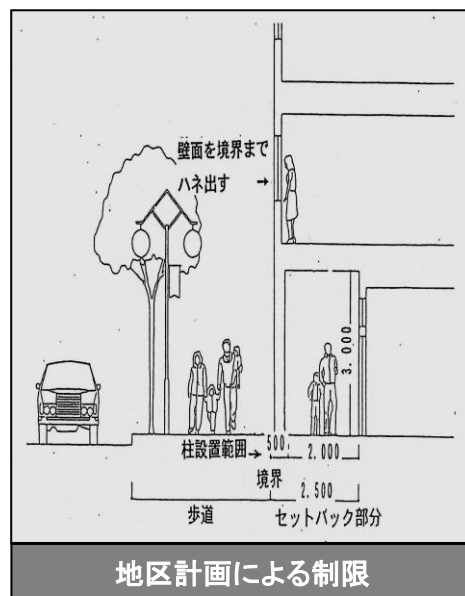
建築物の1階部分を前面道路からセットバックし、各個店のエントランス部を統一した意匠とすることで、弘前の伝統的な町家の建築形式である「こみせ」を意識したまち並みが形成されるとともに、快適な歩行者空間として、また、「弘前ねぷたまつり」等祭りやイベント開催時には観覧場所としても活用されており、民有地でありながら公的な空間となっています。



石場家住宅(重要文化財)のこみせ



上土手町のセットバック



地区計画による制限

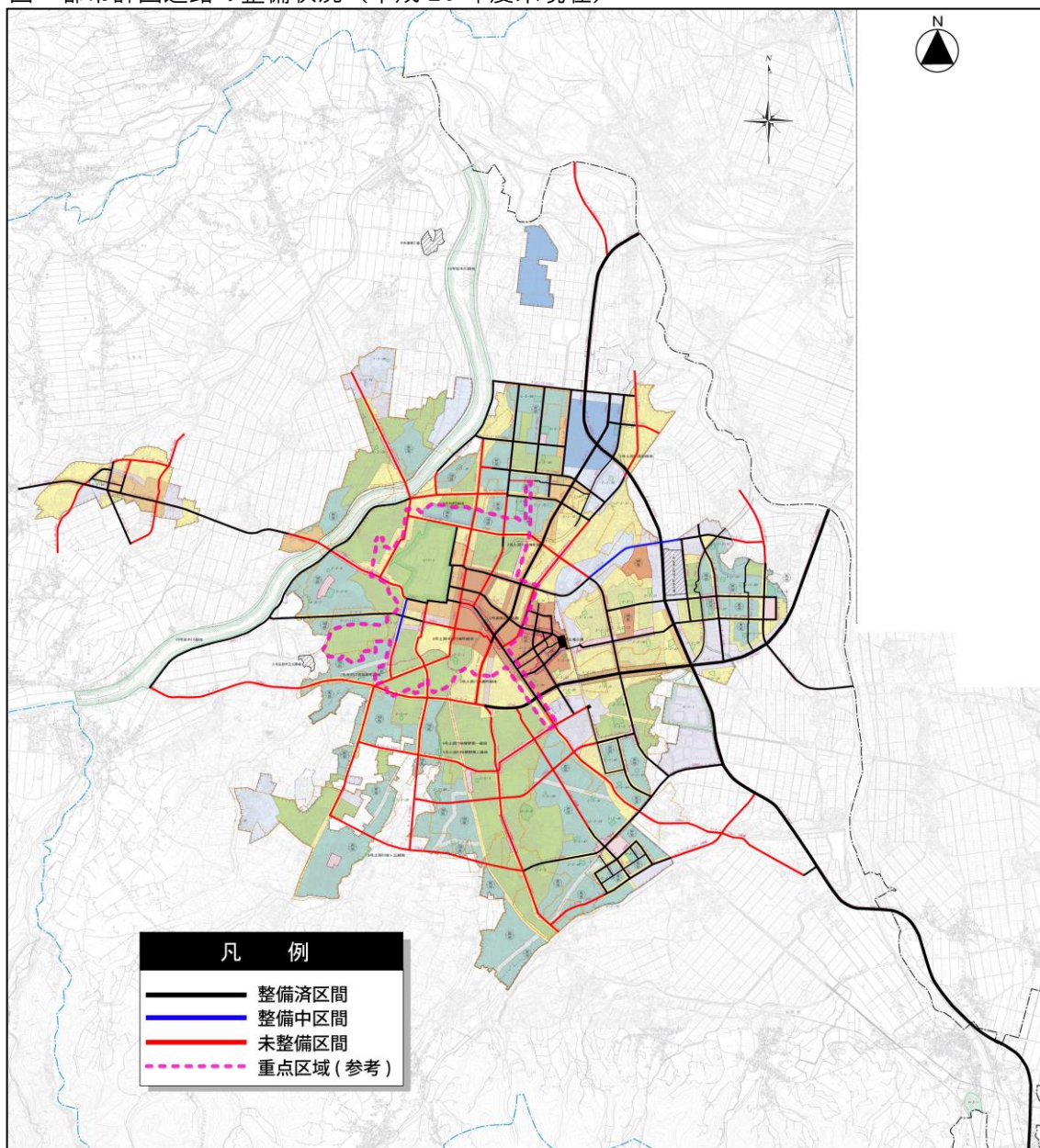
iv) 都市計画道路の見直し

当市では、平成20年度末現在、63路線、約138kmの都市計画道路が計画決定されており、延長で約82.5kmが整備され、整備率は約60%となっています。

近年、人口の減少や少子高齢化の進行など社会情勢が変化していること、また、計画決定された時点に比べ、道路の必要性が変化しているものも存在することなどから、現在、都市計画道路の見直し作業を進めています。

弘前には、城下町時代の町割りや道路形態などが市内の随所に残されていますが、見直しに当たっては、歴史的・文化的資源の保存に加え、これら当市固有の特性を失わないよう十分配慮することとします。

図：都市計画道路の整備状況（平成20年度末現在）



② 景観法(景観計画)

当市は、平成2年(1990)に景観に関する総合的な方向性を示した「都市景観ガイドプラン」、平成3年(1991)に眺望景観や大規模建築物の色彩・デザイン等などについての指針を示した「街並み景観ガイドライン」を策定し、平成6年(1994)には弘前市都市景観条例を制定し「大規模行為の届出制度」を実施するなど積極的な景観施策に取り組んでおり、平成24年(2012)6月1日には景観法に基づく弘前市景観計画を施行しました。

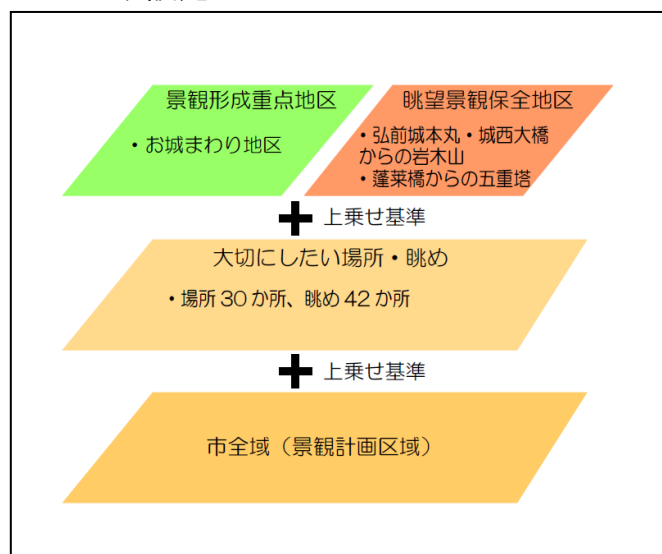
景観計画では市内全域を景観計画区域に指定し、建築物等の形態意匠などに関する景観形成基準と届出勧告制度により、良好な景観形成を図っています。

また、景観計画の策定に際し、市民の意識醸成や意見の反映を目的に実施した「私の好きな・大切にしたい弘前の風景」募集や市民アンケートにより、魅力的との意見が多かった歴史的建造物の周辺など、71か所を弘前ならではの景観として「大切にしたい場所・眺め」に定め、景観形成基準を上乗せし、市民と一体となった景観保全を進めています。

さらに、本計画における重点区域で、特に良好な景観形成を図る必要がある弘前公園周辺を「景観形成重点地区」に指定し、きめ細かな規制誘導を行っているほか、優れた眺望点である「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」及び「蓬莱橋から五重塔の眺め」を「眺望景観保全地区」に指定し、眺望景観の保全に努めています。

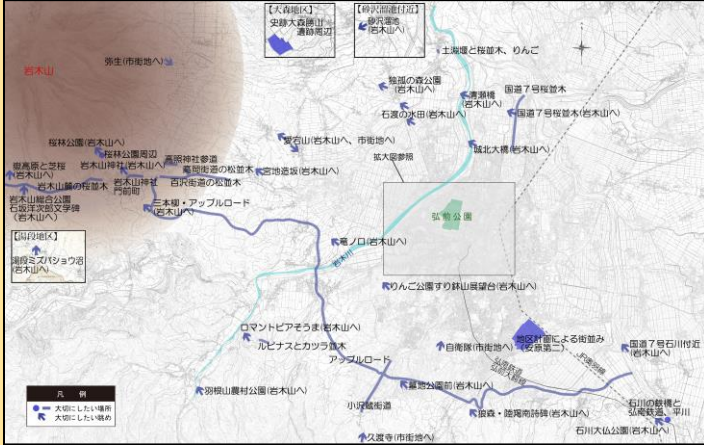
その他、景観重要建造物の指定による現状変更の規制や適正な管理義務と修理費に対する助成制度により、歴史的な街並みを形成している建造物の保全を図ります。

○区域設定のイメージ

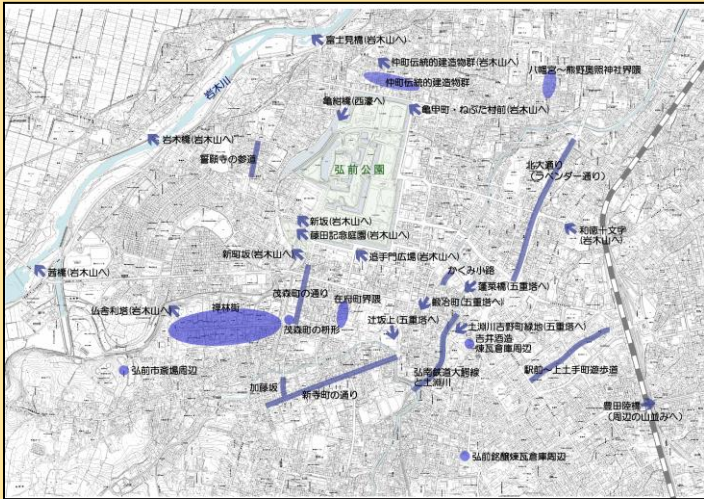


○大切にしたい場所・眺め

【広域図】

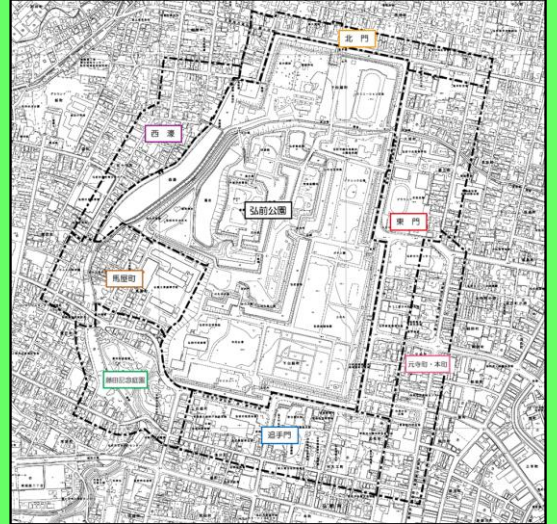


【弘前公園周辺拡大図】



○景観形成重点地区

【位置図】



【景観形成基準】

配置	<ul style="list-style-type: none"> 外堀に面する場合は、外堀と緑(桜)の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。 追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。
規模	<ul style="list-style-type: none"> 外堀の緑(桜)との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。 追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> 城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色・濃茶などの落ち着いたある色彩とすること。ただし、公園の緑(桜)と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなりすぎないよう工夫すること。 屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。
屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> 道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓の内部パネル内で使用すること。

○眺望景観保全地区

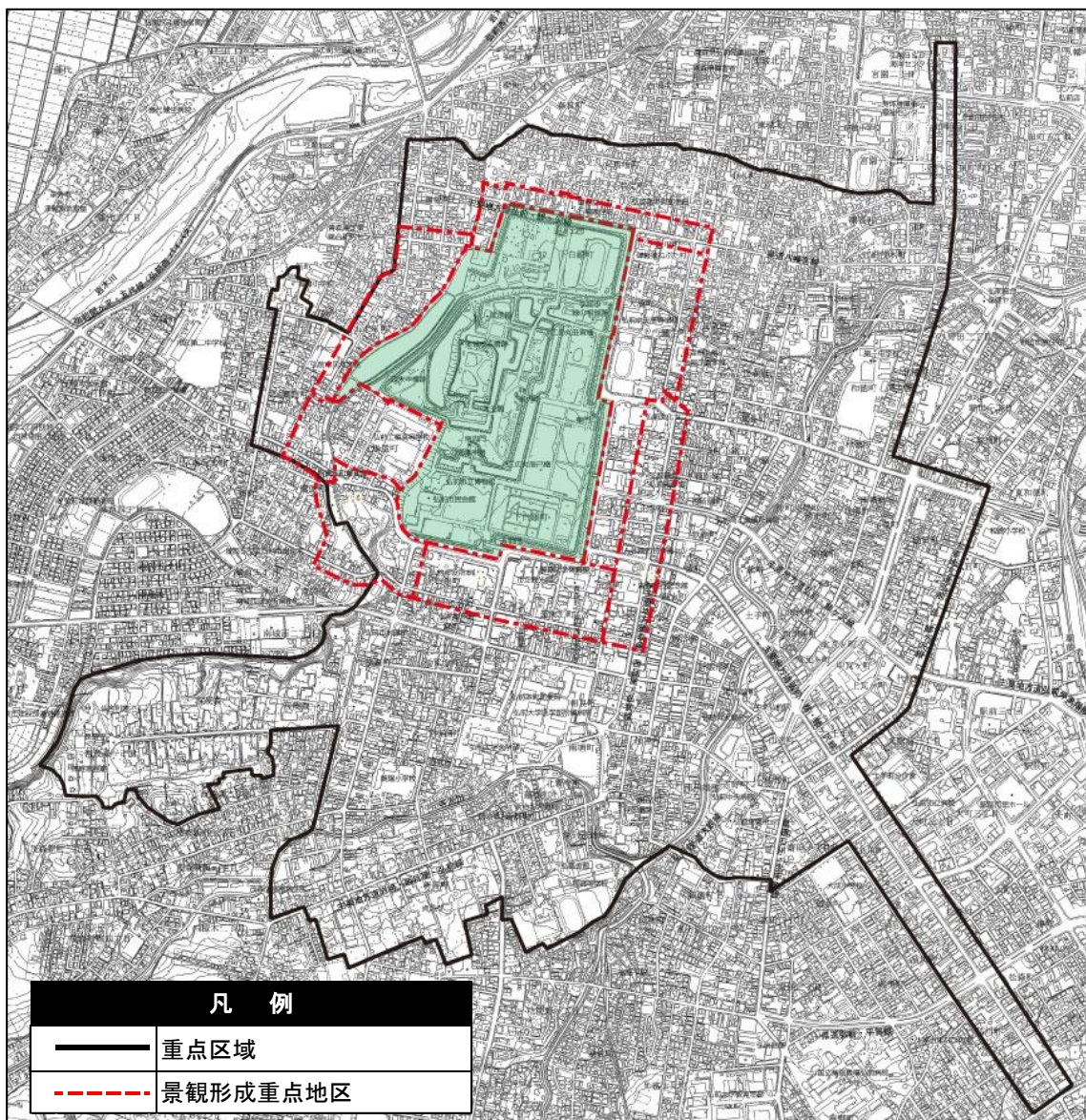
【弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め】



【蓬莱橋からの五重塔の眺め】



○重点区域と景観形成重点地区の概念図



③ 屋外広告物法

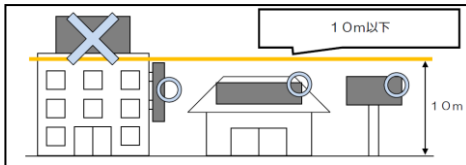
当市では、平成 14 年度から、青森県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の許可事務を行っていましたが、平成 24 年度の景観計画の施行と合せ、弘前市屋外広告物条例を施行し、弘前城を始めとした歴史的な街並みや岩木山などの自然景観等、当市の景観特性に応じた許可基準を新たに定め、良好な景観形成を図っています。

具体的には、景観形成重点地区において、広告物の設置等を地上からの高さ 10 m 以下に制限するほか、眺望景観保全地区においても景観形成基準と同様の高さ制限を定めています。

さらに色彩基準を景観形成重点地区と眺望景観保全地区に上乘せし、歴史的な街並みや自然景観の保全に努めております。

また、第1種・第2種低層住居専用地域や、国・県・市指定文化財建造物の周辺50m以内の区域及び史跡、名勝は、屋外広告物の表示等を禁止する禁止地域に定め、良好な景観形成と風致の維持を推し進めています。

○景観形成重点地区の高さ基準

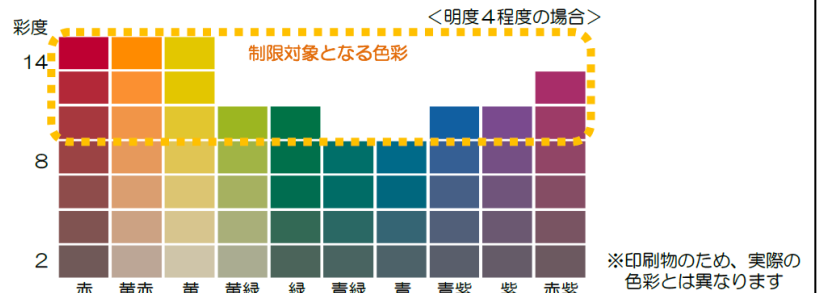


○眺望景観保全地区の高さ基準

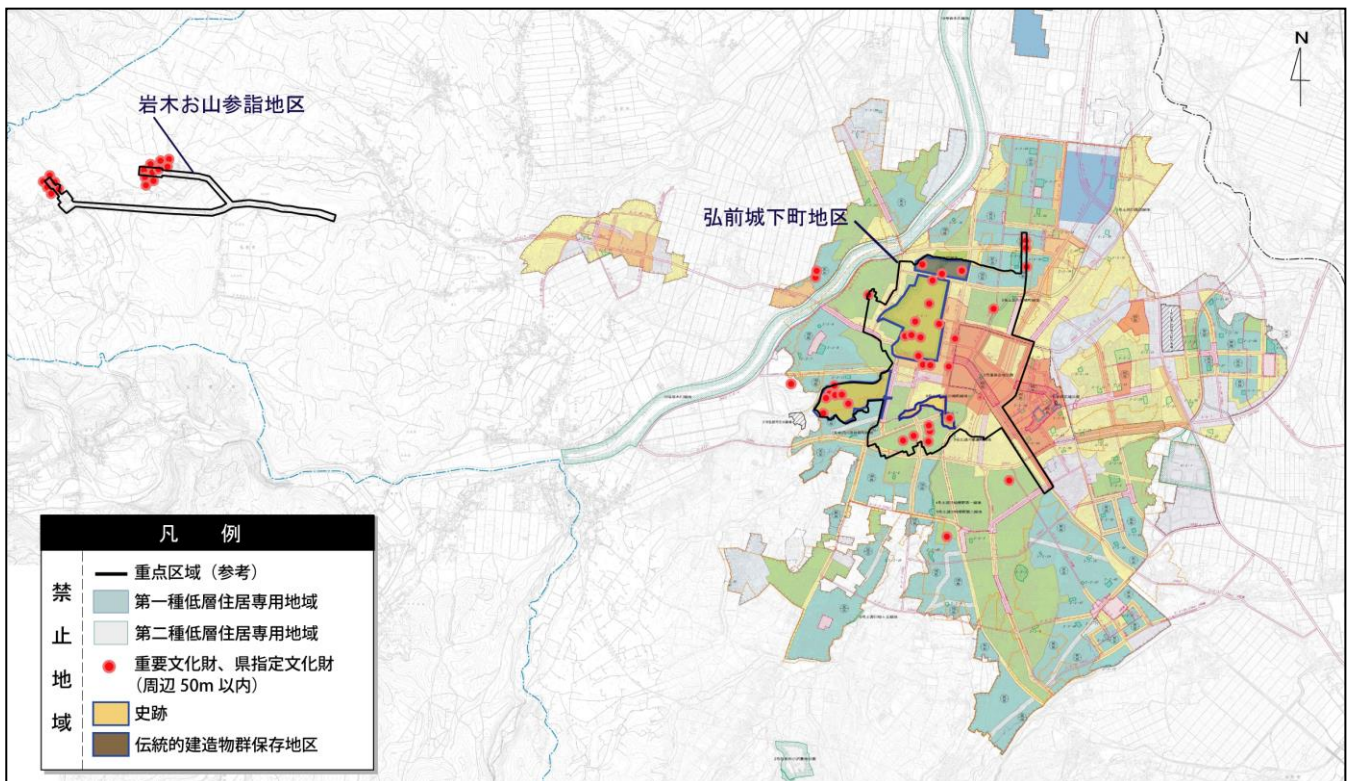


○景観形成重点地区・眺望景観保全地区の色彩基準

弘前公園の木々や、山並みの眺めなどから、豊かな四季の移ろいを感じられるよう、花の色よりもけばけばしい色を大量に使用することを避けるため、マンセル値の彩度8を超える色彩の使用は表示面積の2分の1以下とします。一般に面積の2分の1以下である「文字の色」や「アクセント」等には、自由な色使いが可能です。



○屋外広告物禁止地域概要図



④ 青森県立自然公園条例

岩木山の南麓に広がる高原を含んだ2,587ヘクタールが、青森県立自然公園条例に基づく青森県立自然公園に指定されており、この区域内に岩木お山参詣地区の一部が含まれています。このうち、岩木山神社及び高照神社の敷地内は、特別地域に指定されており、工作物の新築・改築や、広告物の設置等は許可が必要となっています。その他の区域は、事前の届出が必要とされています。

図：青森県立自然公園及び津軽国定公園と重点区域「岩木お山参詣地区」

